

港区緑と水の総合計画策定のための基礎調査業務委託 事業候補者選考方針

1 基本的事項

本業務の委託事業候補者は、次に掲げる要件を備えた事業者であることとします。

- (1) 港区の地域特性及び緑と水に関する現状と課題を十分に理解していること。
- (2) 技術的・専門的な知見を有し、現状と課題を踏まえた的確な情報整理と分析が可能で、技術的・専門的な内容について、円滑で分かりやすい資料作成とコミュニケーションができるものであること。
- (3) 区がめざす将来像を描き、それを実現する具体策を提案し、本業務内容を円滑かつ確実に履行できる事業者であること。

2 審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、港区緑と水の総合計画策定のための基礎調査業務委託事業候補者選考委員会を設置し、第一次審査及び第二次審査を実施します。審査は点数化して評価します。第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。

なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。

(1) 第一次審査（書類審査）

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、書類審査を実施します。第二次審査に進む事業者については、提出書類を審査し、合計点の高い3者程度を第一次審査合格者とします。

第一次審査結果は、平成31年3月14日（木）までに、提案書を提出した全ての事業者に文書で通知します。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第一次審査で選考された事業者に対し、第一次審査用企画提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。所要時間は、25分程度です。（説明10分、質疑15分程度）。第二次審査への入場は2人までとし、説明は本業務の主な従事予定者に行っていただきます。

プレゼンテーションでは、映像、パワーポイントを使用することが可能です。プロジェクター及びスクリーンは区で用意します。パソコンは各参加者が持参してください。また、追加資料の配布は、区が別に指定する場合以外は認めません。

3 評価項目及び評価視点

(1) 第一次審査

主な評価項目	主な評価視点
資格要件（取得資格）	・管理者及び担当者の本業務に有効な専門能力・資格等が優れていると認められるか。
専門技術力（経験年数、実績）	・国又は都市部の自治体において、類似業務の実績を有しているか。
専任性（手持ち業務量）	・技術的な助言が迅速に行える業務従事予定者を十分に配置しているか。

業務従事予定者の配置計画	<ul style="list-style-type: none"> ・的確な業務遂行に必要な指揮命令系統・バックアップ体制が整っているか。
実施体制の的確性	<ul style="list-style-type: none"> ・期間内に必要な業務遂行が十分に見込める体制になっているか。
港区の地域特性を踏まえた、「緑の質」を向上させるための取組の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・港区の地域特性を捉えているか ・「緑の質」についての考え方が整理されているか ・「緑の質」を向上させるための取組が独創的であるとともに現状を捉え、期待を持てるものであるか
古川、運河などの水辺空間の魅力向上につながる取組等の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・港区の現状や課題を捉えているか ・課題に対する解決方法となっているか ・魅力向上につながる取組が景観、水質改善、親水など多方面からの提案であるか ・他の自治体の事例や港区の施策について調べ、考察されているか
効率的・効果的な調査方法の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・取りまとめ、分析検討方法が具体的であるか ・新たな手法、先進的な検討方法であるか ・より効果的・効率的と考えられるものであるか ・提案された項目が複数である
見積り額及び内訳の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・見積り額は事業規模に比してどの程度の水準か ・見積り額及び内訳は仕様書に対して適切か
ワーク・ライフ・バランスの推進状況について	<p>次のうち、いずれかの認定を受けていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港区ワーク・ライフ・バランス推進企業であること。 ・東京ワークライフバランス認定企業であること。 ・くるみん認定又はプラチナくるみん認定企業であること。

(2) 第二次審査

主な評価項目	主な評価視点
業務趣旨の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・区が本業務を実施する目的を理解できているか。
提案の実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容は本業務の目的を達成することができる実現性が高いものとなっているか。 ・業務責任者等が本業務に必要な経験を十分に持ち、また経験を生かした業務の遂行が期待できるか。
提案の発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の将来性、創造性、発展性がうかがえる提案がされているか。
理解・回答力	<ul style="list-style-type: none"> ・委員からの質問の意図・目的を理解し、的確かつ信頼できる内容で、評価できる回答がなされたか。
取組意欲	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施への積極的な意欲がみられ、柔軟性に富んだ誠実な遂行が期待できるか。

※応募事業者が1者の場合であっても審査を行うこととし、総合点に占める評価点の60%を基準

点（最低ライン）と設定します。

※配点については、次のとおりとします。

- ①第一次審査と第二次審査の配点比率は、おおよそ 2 : 1
- ②見積価格に対する配点は、第一次審査の合計評価点のおおよそ 10%
- ③ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価は、第一次審査の合計評価点の 5 %を合計評価点の内数として配点（小数点以下切上げ）
- ④区内事業者優遇措置として、区内事業者又は区外事業者が区内事業者と共同してプロポーザル選考に参加するには、第一次審査の合計評価点の 5 %を第一次評価点に加算（小数点以下切上げ）

4 ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価について

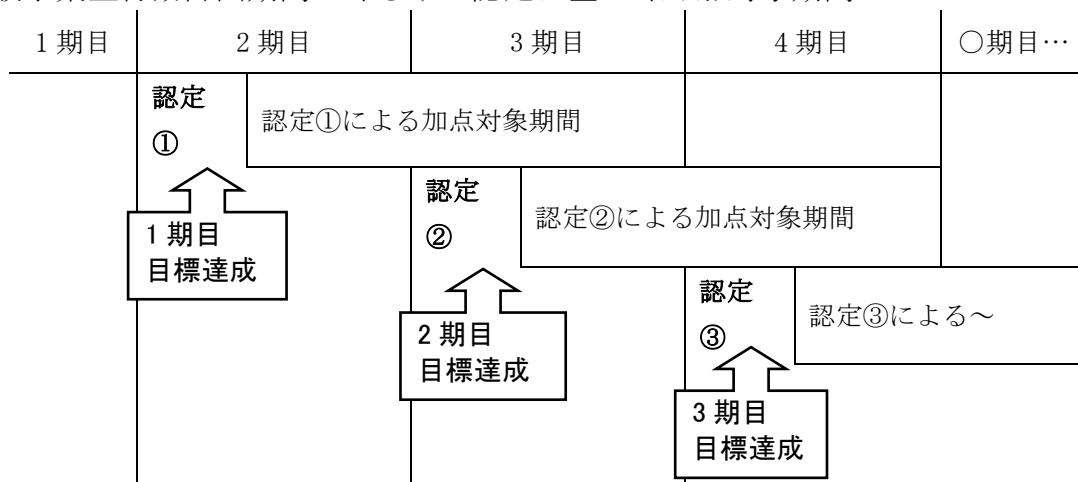
港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における必須の評価項目としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ライフ・ワークバランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し

図 一般事業主行動計画期間とくるみん認定に基づく加点対象期間



5 区外事業者の参加について

港区では、区が発注する業務に係る区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しているため、「区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること」を参加条件としています。なお、プロポーザル選考に、区外事業者が単独で参加することを妨げるものではありません。

■ 区内事業者又は区外事業者が区内事業者と共同して参加申請する場合：「一次審査における合計評価点」の5%加点（小数点以下切上げ）の対象となります。

■ 共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

■ 区外事業者のみで参加申請する場合：

「一次審査における合計評価点」の5%加点（小数点以下切上げ）の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

<提出書類>

- (1) 共同事業体構成書
- (2) 共同事業体協定書兼委任状
- (3) 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

- ・ 登記簿上、区内に本店を置く事業者
- ・ 区内に支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者の場合は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める区内事業者

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む）